下水道排水設備

責任技術者テキスト

人吉市水道局下水道課

（R7～）

≪ 排 水 設 備 等 の 申 請 に 関 す る こ と ≫

1　排水設備新設等計画確認申請書の申請者、所有者関係欄は**自署又は記名押印**をすること。
※法人の場合は、記名押印すること。

2　排水設備新設等計画確認申請に伴い、使用者が２名以上の場合はその名簿を、また他人の土地に排水設備等を設置する場合及び他人の排水設備を使用する場合は、その承諾書を別紙にて提出すること。(別紙資料)

3　確認申請書の指定工事店欄において、電話番号・会社印及び責任技術者名・登録番号の記入押印漏れがないよう注意すること。

4　既に排水設備が完了している所においても、追加接続や改造がある場合は必ず確認申請書を提出すること。

5　排水設備等工事に伴い、井戸水使用（温泉水含む)、一部接続等による場合は使用水量の認定が必要となるので**使用水量認定書**を排水設備新設等計画確認申請書と同時に提出すること。(別紙資料)
※　給水工事のみをした場合（例えば井戸水⇒上水道等）多くは使用水量を認定しているため、使用水量変更届が必要となる。届出がない場合は、認定水量の変更ができず、使用者に不利益をもたらすことになるため、使用水の変更がある場合は必ず届け出ること。
　また、畑や庭まき等（下水道に入らない水の使用）に、上水道を使用されている場合メーターを設置することで、下水道使用水量を差し引くことができるので事前に確認しておくこと。

6　未届け工事については条例の規定により、厳しく処分を行う。

7　助成金・融資あっせんの申請を行う場合は、排水設備新設等計画確認申請書と同時に申請すること。

8　受益者負担金に滞納がある場合は、排水設備工事を認めないので必ず確認申請書の決裁後に着工すること。

9　各種提出書類は、期間に余裕をもって提出すること。

10　確認申請書の提出は原則として責任技術者とする。

≪　設　計　・　施　工　に　関　す　る　こ　と　≫

1　図面の作成について

①　位置図―上を北とする。
　　目標等を明確に記入する。
　　公共桝の位置を図に記入する。

②　平面図―建物を様式に沿ってまっすぐ記入する。
　　桝の№・管径・管長・管種を記入し、公共桝の位置が官民境界のどの位置にあるのかをはっきり判るように作成すること。

③　縦断面図―図は右下がりとする
　　管底高は㎜単位で作成すること。
　　提出の際は、Ａ４サイズに縮小コピーすること。

2　設計について

①　人吉市は分流式のため、汚水・雑排水は下水道へ、雨水は側溝とする。

②　汚水桝の設置
　汚水桝は、排水設備の**起点・終点・合流点・屈曲点・管径及び勾配の変わる箇所**に設ける。また、管路延長がその管径の１２０倍を越えない範囲で設置すること。
　汚水桝の立ち上げ管は、深さが１．０ｍまではφ１５０、**１．０ｍを越える場合はφ２００**を使用すること。

③　土かぶりは、最低２０㎝とする。なお市道については８０㎝以上とする。
（市道を掘削する場合は道路河川課と協議が必要。）

④　排水管の設置
　宅地内の本管については、原則としてφ１００とする。また、本管の途中にはトラップは付けない。

⑤　管の勾配は、下水道法施行令により最低１％以上となっており、また、望ましい流速は０．６～１．５ｍ／ｓとなっているのでφ１００の場合は２％で設計すること。

⑥　設計変更について

設計の変更を行わなければならない場合は、あらかじめ設計変更願（別紙資料）と平面図・縦断面図を提出すること。

⑦　グリース阻集器等の設置について

営業用調理場等からの汚水に含まれる脂肪分を、阻集器の中で冷却凝固させて除去し、脂肪分が排水管中に流入して管を詰まらせるのを防止するために、飲食店・ホテル・スナック・コンビニ等に排水設備の工事を行う場合は必ず設置すること。

また、理髪店・美容院・クリーニング店・歯科技工室・写真店・病院等の排水設備工事の際は、必ず事前協議を行うこと。

３　施工について

①　公共桝への接続

公共桝が公道上にある場合は管底接合を原則とする。

公共桝にサービス管が設置されている場合は、サービス管に接合する。

公共桝接合手前において、汚水を集合させた後、公共桝へ接合すること。

※　公共桝を撤去・取替え・移設しなければならない場合は、公共桝撤去（取替え・移設）申請書を提出し、協議後に施工すること。なお、施工前・施工状況・施工後の管理写真を提出すること。

②　マンホールへの接続

公共桝が無いため、マンホールへ接続する場合は、事前にマンホール接続願を提出してから施工すること。その場合、マンホールの上部にある斜壁部分及びステップ部分への接続は絶対に避けること。なお、施工前・施工状況・施工後の管理写真を提出すること。

③　温泉水の接続について

原則として浴槽からのオーバーフロー分は接続しない。但し、洗い場及び浴槽の中の湯、トイレについては接続する。ケースによっては全部接続する場合もあるので、必ず事前に協議を行い、給水系統、排水系統が確実に判断できるようにする。

④　施工時の留意点等

・排水管の保護砂は上下１０cm厚とする。
・掘削部分の埋め戻しは締固めを十分に行い、埋め戻すこと。
・施工により何らかの影響を及ぼすおそれのある構造物等がある場合は、着工前の状況を測量し、写真等により記録しておくこと。
・桝と本管との接合部に隙間ができないように確実に施工すること。

（管の差込不足や管の斜め切りがないように注意する）

・大便器からの汚水桝は逆流防止のため４５ＹＳ＞９０ＹＳ＞４５Ｙの優先順位で使用すること。大便器からの排水の場合、９０Ｙを使用しない。

・桝のフタの接着は確実に行うこと。

・桝のフタはターンアップ式のフタとする。

・車や重い荷重が桝のフタにかかる場所には、**防護ハット（８t・２５t）を使用**すること。その際、舗装面は施工後に下がることが多いので、桝のフタと防護ハットのフタとの間隔を１５cm 確保すること。なお、防護ハットのかわりに鋳物蓋（鉄フタ）を使用しないこと。

４　完了検査について

・検査に必要な道具を準備しておくこと。
（掃除口開閉キー、スケール、ドライバー、マンホールオープナー等）

・検査予定時刻の少なくとも５分前には検査箇所に行き、管路・桝の掃除をしておくこと。

・検査により指摘を受けた場合、１週間以内に指摘箇所を直し、担当者へ連絡すること。その後再検査を行います。

・検査に際しては、事前に施主に連絡をし、立ち入りの了承を得ること。

５　その他

①　ディスポーザーについて

「ディスポーザー」とは、台所の野菜くずなどの生ごみを瞬時に砕き、水と一緒に排水する機械のことです。

ディスポーザーを使用しないように指導しています。

人吉市下水道条例第１３条で、「公共下水道の機能を阻害するおそれがあるときは、下水道への排除を制限することができる」と規定されていることから、ディスポーザー単体での使用をしないように指導しています。

・・理由・・

（１）従来の汚水の他に大量の生ゴミを搬送処理することとなるので、管渠・処理施設への負担が高まる。

（２）下水道管のつまりや悪臭発生の原因となる。

（３）公共用水域の汚濁が進む。

※　ただし、国土交通省において旧建築基準法第３８条の規定に基づく配管設備として認定を受けたもの、及び社団法人日本下水道協会の認定機関により認定を受けたものはディスポーザー排水処理システムとして協議の上接続することができます。

排水設備新設等計画確認申請書
及び関係書類記入例

排水設備　（水洗便所）　工事の手順

（助成金・融資を受ける場合の例です。）

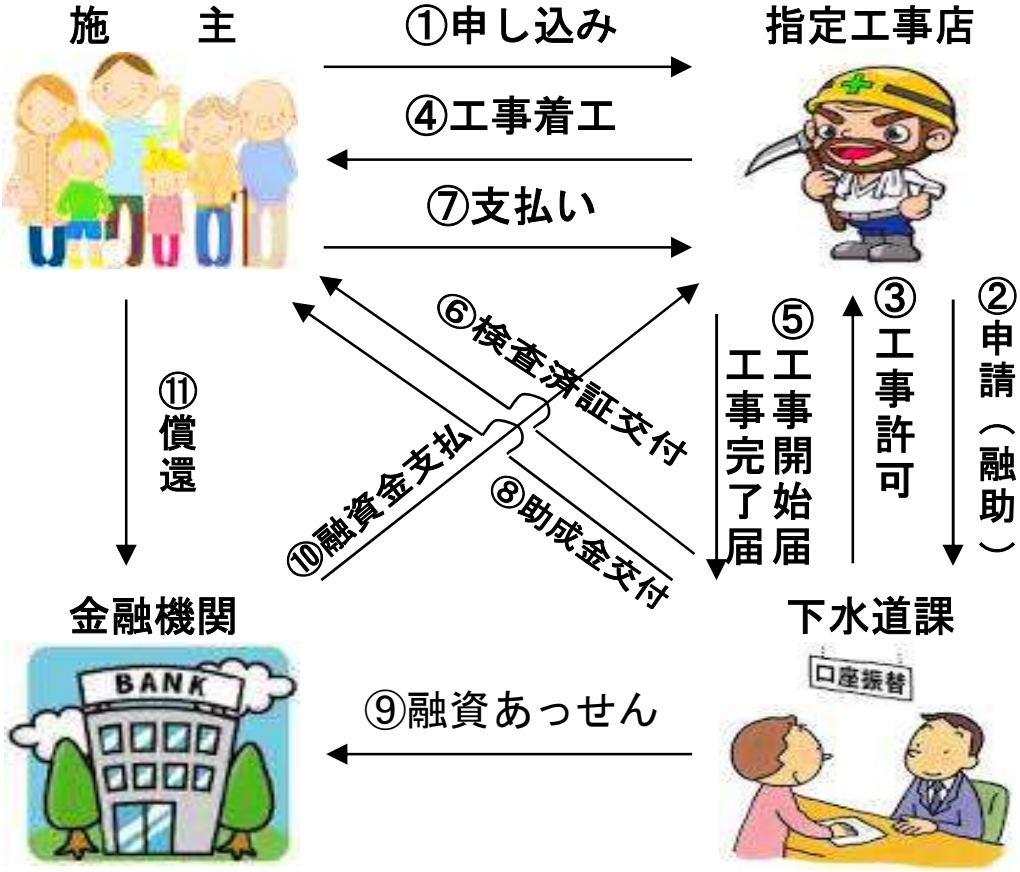

改造工事資金の支援について

市民のみなさまには、これからくみ取り便所を水洗便所に改造したり、排水設備をつくっていただくことになりますが、これにはかなりの費用を必要とします。そこで市では工事費などの資金の調達が困難な方のために、利子を市が全額補給し、金融機関へ融資のあっせんをする融資制度を設けています。また、自己資金で工事を行われる方には、助成金を交付する制度もあります。

融資あっせんの内訳

区　　分	融　資　額	償 還 期 間
水洗排水改造資金	450,000 円以内	４５ヶ月以内
水 洗 改 造 資 金	200,000 円以内	２０ヶ月以内
排 水 改 造 資 金	150,000 円以内	２０ヶ月以内
浄化槽排水改造資金	150,000 円以内	２０ヶ月以内

融資あっせんを受けられる要件

1．排水設備、水洗便所改造に伴う助成金の交付を受けていないこと。
2．改造工事をしようとする建築物（市の処理区域内にある建築物に限る。以下同じ。）の所有者又は改造工事について当該建築物の所有者の同意を得た使用者であること。
3．市税及び下水道受益者負担金を滞納していないこと。
4．自己資金のみでは、改造工事費を一時に負担することが困難な者であること。
5．借り受けた資金の償還に弁済能力を有すること。
6．市内に確実な連帯保証人があること。

備考　区分の欄に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによります。以下の表も同じです。
1．水洗排水改造とは、水洗便所も排水設備も同時に改造する場合をいいます。
2．水洗改造とは、水洗便所のみを改造する場合をいいます。
3．排水改造とは、排水設備のみを改造する場合をいいます。
4．浄化槽排水改造とは、既に浄化槽により水洗化しているものの排水改造をいいます。

助成金の内訳

区　　分	１年以内に行った場合	２年以内に行った場合	３年以内に行った場合
水洗排水改造の場合	20,000 円	10,000 円	5,000 円
水 洗 改 造 の 場 合	12,000 円	6,000 円	3,000 円
排 水 改 造 の 場 合	8,000 円	4,000 円	―
浄化槽排水改造の場合	10,000 円	5,000 円	―

助成金を受けられる要件

1．排水設備、水洗便所改造に伴う融資あっせんを受けていないものであること。
2．市税及び下水道受益者負担金を滞納していないこと。

下水道使用料金体系表

（令和元年６月２６日条例改正／令和元年１０月分から適用）

種 別	基 本 料 金		超過料金（１立方メートルにつき）	
	汚 水 量	料 金	汚 水 量	料 金
一般汚水	１０㎥まで	1,650．00円	10㎥を超え、20㎥までの部分	220.00円
			20㎥を超え、30㎥までの部分	242.00円
			30㎥を超え、50㎥までの部分	269.50円
			50㎥を超え、100㎥までの部分	291.50円
			100㎥超える部分	302.50円
浴場業汚水	１㎥（立法メートル）につき			33.00円

備考
1　一般汚水とは、浴場業汚水以外のものをいいます。
2　浴場業汚水とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）による許可を受けた浴場または温泉法（昭和23年法律第125号）に規定する温泉を利用する浴場から排出される汚水をいいます。

◎上記により算定した使用料には消費税が含まれます。

また、下水道使用水量は、次のようにして算定されます。

① 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とします。

② 水道水以外の井戸水などの水を使用した場合は、次のようにします。

ア．計測装置を使用した場合はそれにより認定します。

イ．計測装置がない場合は、一般家庭で1人1月あたり５立方メートル使用したものとして認定します。

ウ．その他の場合は、その使用者の業態、揚水設備、水の使用状況等その他の事実を考慮して認定します。

③ 水道水と水道水以外の水を併用して使用する場合の一般家庭の汚水量は、水道については①により、水道水以外の水については、ア･イ･ウにより認定します。ただし、計測装置がない場合は、イによる使用水量の２分の１とします。

下水道使用料金の計算方法

下水道使用料＝［基本料金　＋　超過汚水量×料金］

《例》一般汚水で２５㎥/月　使用した場合

基本料金	10㎥まで	＝	1,650．00円
超過料金	20㎥まで１㎥につき220.00円（10㎥×220.00円）	＝	2,220．00円
超過料金	３０㎥まで１㎥につき242.00円（5㎥×242.00円）	＝	1,210．00円
※ 下水道使用料＝1,650.00円＋2,200.00円＋1,210.00円		＝	5,060．00円

下水道使用料早見表

（単位：円）

使用水量	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
10 t	1,650	1,870	2,090	2,310	2,530	2,750	2,970	3,190	3,410	3,630
20 t	3,850	4,092	4,334	4,576	4,818	5,060	5,302	5,544	5,786	6,028
30 t	6,270	6,539	6,809	7,078	7,348	7,617	7,887	8,156	8,426	8,695
40 t	8,965	9,234	9,504	9,773	10,043	10,312	10,582	10,851	11,121	11,390
50 t	11,660	11,951	12,243	12,534	12,826	13,117	13,409	13,700	13,992	14,283
60 t	14,575	14,866	15,158	15,449	15,741	16,032	16,324	16,615	16,907	17,198
70 t	14,790	17,781	18,073	18,364	18,656	18,947	19,239	19,530	19,822	20,113
80 t	20,405	20,696	20,988	21,279	21,571	21,862	22,154	22,445	22,737	23,028
90 t	23,320	23,611	23,903	24,194	24,468	24,777	25,069	25,360	25,652	25,943
100 t	26,235	26,537	26,840	27,142	27,445	27,747	28,050	28,352	28,655	28,957
500 t	144,235	※　この表は、消費税を加算した金額です。								
1000 t	298,485									

公　共　桝　設　置　に　つ　い　て

1　公共桝とは

公共桝とは、宅内から排出されるすべての汚水排水が合流する最終桝です。

通常であれば、下水道計画がされた段階で宅地として利用している土地には下水道管を布設する工事で公共桝を設置しています。

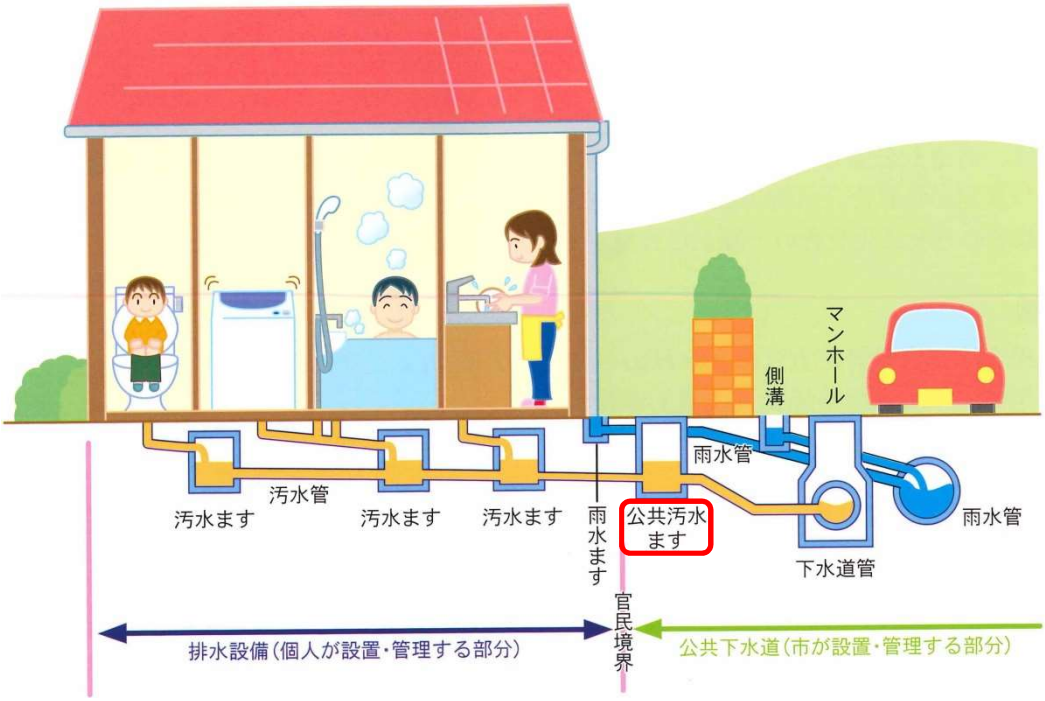

2　公共桝が設置されていないときは

下水道整備時に農地など宅地化をしていなかった土地や土地の分筆により新しく宅地化をする土地には公共桝がないことがあります。

公共桝は市の下水道課で設置を行います。排水設備を設置する土地に公共桝が設置されていないときは、申請から設置まで時間がかかるので余裕をもって下水道課へ相談してください。

ただし、住宅等の完成引渡しまで時間がない場合や下水道計画区域外から排水する場合は、申請者で負担いただき公共桝の設置をお願いすることがあります。

3　公共桝設置までの流れ

○市が施工する場合

①　事前相談
②　公共桝設置申請書の提出
③　桝設置工事発注
④　桝設置工事施工
⑤　排水設備工事の施工

○申請者が施工する場合

①　事前相談
②　公共桝設置申請書の提出
③　桝設置工事施工
④　設置完了後、完了届提出
⑤　排水設備工事の施工

4　注意事項

- 公共桝は施設管理上、公道に設置します（国、県道は除く）。
- 工事発注は申請から設置まで最短でも３ヵ月程度です。申請件数が最低でも４～５件ないと工事発注しても不落になることがあり、設置までに３ヵ月以上かかることがあります。
- 自費施工にて設置いただく公共桝についても、蓋および桝内の構造は公共下水道と同様に施工していただきます。
- 公共桝蓋は境界に向かって開くように設置すること。

参考：人吉市型公共桝蓋の設置向き

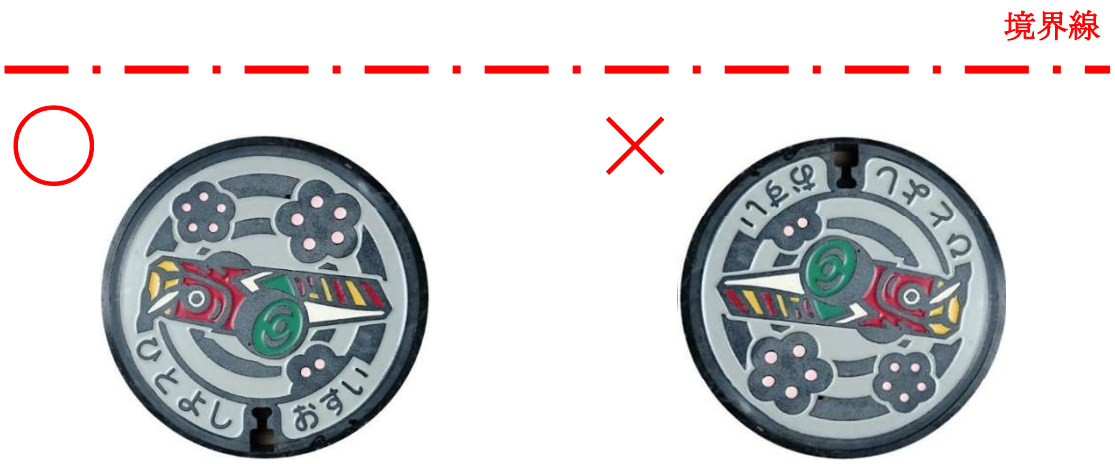

様式一覧

☆　排水設備新設等計画確認申請書

☆　平面図・縦断図

☆　排水設備新設等計画確認申請変更届

☆　水洗便所等改造資金融資あっせん申請書

☆　水洗便所等改造助成金申請書

☆　排水設備新設等工事完了届書

☆　公共下水道使用届出書

☆　公共桝設置申請書及び完了届

☆　公共桝設置申請内容変更届

☆　公共桝［ 撤去・移設・改造 ］申請書及び完了届

☆　土地及び排水設備の使用承諾書

☆　誓約書（受益者負担金）

☆　協議書

☆　人孔（マンホール）及び支管接続願い

下記の排水設備新設等計画確認申請書を許可されますか。なお、決裁の上は
結果通知書を送付してよろしいか併せて伺います。（伺い）

局　長	次　長	課　長	課長補佐	庶務係長	事業係長	係　員

決裁年月日	令和　年　月　日	受付番号	第　号
下記の排水設備新設等計画確認申請書を審査の結果適当と認めます。		審査	㊞

認可期別		備考		受益者負担金	
区　分				コード	
番　号				収入状況	収入済・未収入
供用開始日	・　・		融資・助成・無（　　）	誓約書	要・不要

排水設備新設等計画確認申請書

令和　年　月　日　　記入不要

人吉市公共下水道事業
人吉市長　松岡　隼人　様

自署又は記名押印をすること。

申請者　住　所　人吉市西間下町７番地１
ふりがな　げすいどう　たろう
氏　名　下水道　太郎
ＴＥＬ　（ 0966 － 22 － 2111 ）

人吉市下水道条例第５条の規定により、排水設備新設等の計画の確認を受けたいので申請します。
なお、この排水設備新設等工事について、利害関係者との間に紛争又は
私の責任において処理します。
また、この申請から完了の手続きに係る一切の事項の権限を下記指定工事店へ委任します。

字図等で正確な地番を確かめて小字まで記入すること。また、複数ある場合はすべて記入すること。

設置場所	人吉市　西間下町字永溝７番地１				
使用者（申請者と同じ場合は、記入不要）	住所	氏名			
土地所有者（申請者と同じ場合は、記入不要）	住所　西間下町７番地１	氏名　下水道　次郎			
建築物所有者（申請者と同じ場合は、記入不要）	住所				
工事区分	5　新　築	使用水の種別	上水道・井戸・温泉水		
確認事項	認定　有・無	給水工事	有・無	除害施設	無
	上水道メーター数　1　個	その他メーター数　1　個			
工事期間	令和７年４月１日～令和７年４月30日				

使用水量の認定

プルダウンリストから選択

自署又は記名押印をすること。
申請者と同じ場合は記入不要。

該当するすべてに○をつける

プルダウンリストから選択

指定工事店		責任技術者
所在地	人吉市麓町１６	
工事店名	㈱○○設備工業　㊞	登録番号　第　12345　号
代表者氏名	代表取締役　人吉　三郎	
電話	0966-12-3456	氏名　人吉　四郎

排水設備工事技術者証の登録番号

指定事項	水栓番号

※　この申請書にかかる使用者が２人以上の場合は、その名簿を別紙で提出すること。
※　他人の土地又は排水設備等を使用しようとするときは、その者の同意書を提出すること。
※　**申請者、土地所有者、建築物所有者の「氏名・住所」は自署の場合、押印は必要ありません。**
ただし、自署できない又は法人の場合は、記名押印すること。
※　上記の該当する区分に○を記入すること。

平　面　図（S：　1／100　）

N

※隣接地の建築物外の状況をわかるように記入してください。
※必ず方角を示すこと。上方向が北とは限りません。

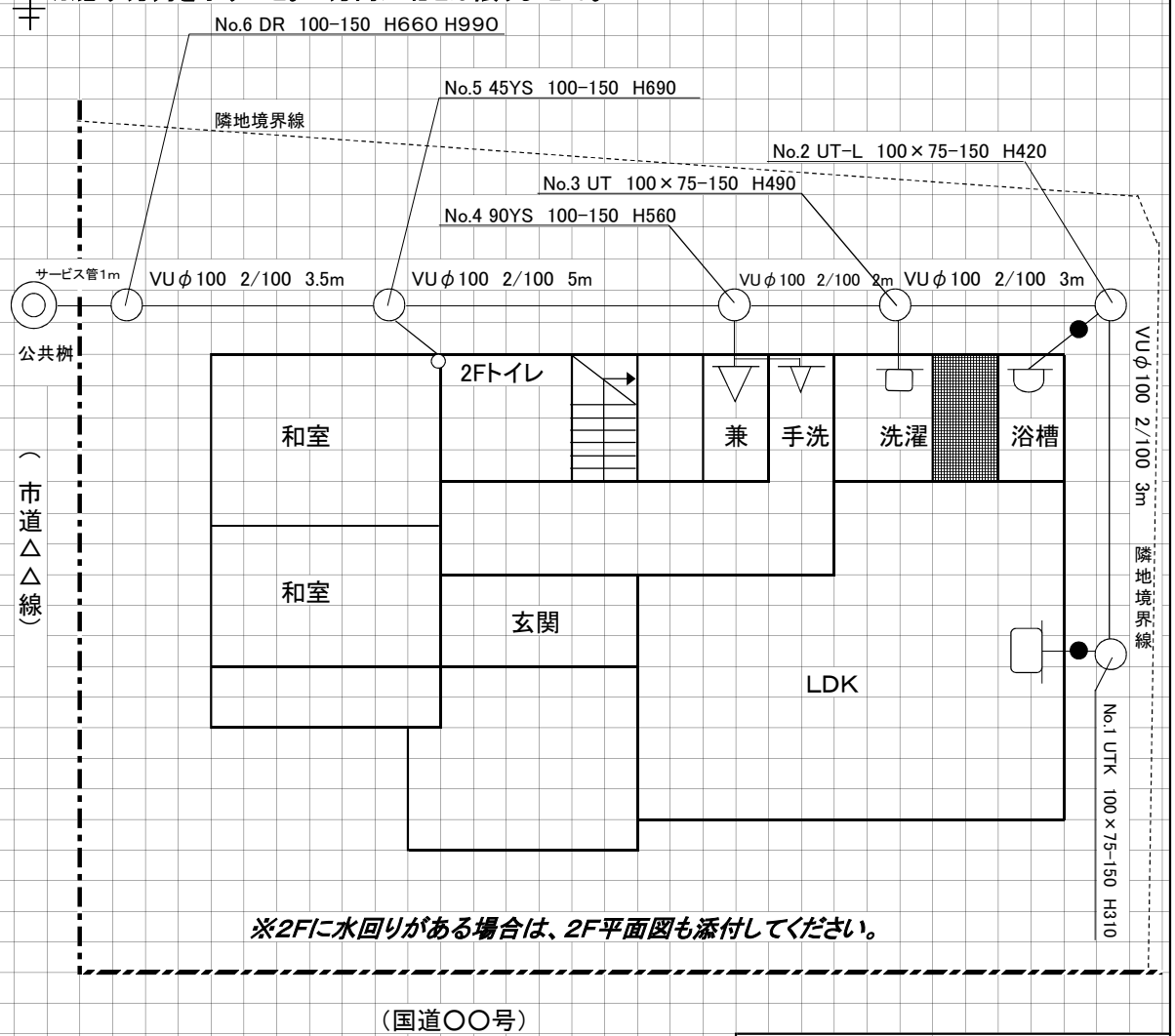

排水設備責任技術者	人吉　四郎
設　　計　　者	人吉　四郎

N

附 近 見 取 図

総 事 業 費	500,000　円

記入もれ注意（融資の時のみ）

縦　断　面　図

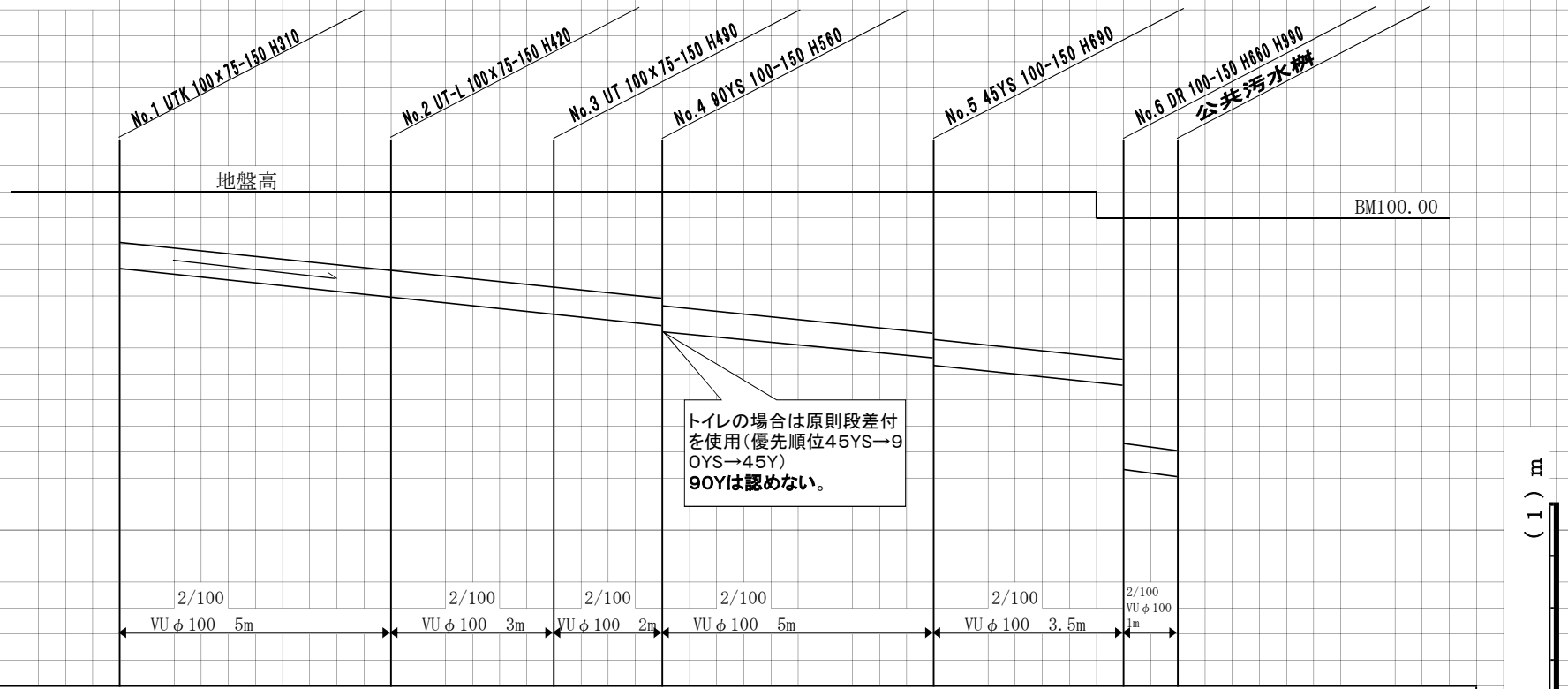

地盤高	100.10		100.10		100.10		100.10		100.10		100.00		100.00
土かぶり	0.20		0.30	0.31	0.37	0.38	0.42	0.45	0.55	0.58	0.55	0.87	0.89
管底高	99.79		99.69	99.68	99.62	99.61	99.57	99.54	99.44	99.41	99.34	99.02	99.00
測点	NO. 1		NO. 2		NO. 3		NO. 4		NO. 5		NO. 6		公共桝

0　（10）m

※　提出時はＡ４サイズに縮小

（1）m　0

排水設備責任技術者	人吉　四郎
設　　計　　者	人吉　四郎

受付年月日	

局　　長	次　　長	課　　長	課長補佐	庶務係長	事業係長	係　員

排水設備新設等計画確認申請変更届

人吉市公共下水道事業

人吉市長　松岡　隼人　　様

令和　　年　　月　　日

申　請　者　　住　　所　人吉市麓町１６

氏　　名　下水道　太郎

指定工事店　　所 在 地 人吉市麓町１６

工事店名 ㈱〇〇設備工業　㈹　人吉　三郎　　㊞

令和　７年　４月　１日付第　１２３４５号による排水設備新設等計画確認申請書の記載事項を変更したいので別紙のとおり届け出ます。

（理　　由）

（例）　当初の設計段階では１階にトイレがあるため、２階にはトイレはいらないという申請者の希望だったが、やはり２階にもトイレがほしいということであるため、便器を２階に増設しそれに伴い小口径桝（４５YS100-150）を増設したいと思いますので、設計変更をお願いいたします。

※ 申請者の「氏名・住所」は自署の場合、押印は必要ありません。
ただし、自署できない又は法人の場合は、記名押印すること。

市　長	局　長	次　長	課　長	課長補佐	庶務係長	事業係長	係　員

様式第１号

水洗便所等改造資金融資あっせん申請書

受付年月日	令和　年　月　日	融資あっせん番号	第　号
審査年月日	令和　年　月　日	排水設備確認申請番号	第　号

令和　年　月　日

人吉市公共下水道事業
人吉市長　松岡　隼人　様

申請者（自署）　住所　人吉市西間下町７番地１
ふりがな　げすいどう　たろう
氏名　下水道　太郎　実印　職業（公務員）
（電話　0966-22-2111　）

連帯保証人（自署）　住所　人吉市麓町１６　間柄（いとこ）
ふりがな　げすいどう　はなこ
氏名　下水道　花子　実印　職業（公務員）
（電話　0966-22-2211　）

水洗便所等改造資金の融資を受けたいので、あっせんしてくださるよう申請します。

施工場所	人吉市　西間下町字永溝７番地１			
着工予定	令和　7　年　4　月　1　日			
完了予定	令和　7　年　4　月　30　日			
施工工事店	所在地　人吉市麓町１６ 工事店名　㈱〇〇設備工業 代表者氏名　代表取締役　人吉　三郎 電話　0966-12-3456			
建築物所有区分	(1)　自家　　2　借家			
予定工事費	500,000　円	査定額	円	
融資対象工事費	500,000　円	査定額	円	
自己資金	50,000　円	査定額	円	
融資希望額	450,000　円	査定額	円	
融資決定内訳	内訳	金額	償還回数	
		円	箇月	
申込金融機関	希望金融機関	償還期間	45　箇月	
融資金振込承諾	融資金は排水設備工事を施工した指定工事店の口座に振込むことを承諾します。	承諾印（実印）		

（注）　1　「太わく」内は記入しないでください。
2　申請者及び連帯保証人の氏名及び住所は本人が自署してください。
3　排水設備新設等計画確認申請書をあわせて提出してください。
4　予定工事費、融資希望額は必ず記入してください。
5　印鑑は申請者・連帯保証人とも実印を押してください。

添付書類
◎申請者及び保証人の印鑑証明、市税納税証明書　各１通
◎信用保証誓約書（別紙様式）　各１通
◎金銭消費貸借契約証書（別紙様式）　各１通
◎当該建築物が申請者の所有でない場合は所有者の同意書（別紙様式）　各１通

下水道供用開始日	令和　年　月　日	調査員氏名	㊞

※熊本銀行人吉支店のみ申請者の印鑑証明が２通必要
※連帯保証人の要件
- 人吉市内に在住していること
- 市税を滞納していないこと
- 一定の職業又は相当の資産を有し、かつ独立の生計を営んでいること（同一世帯は不可）

市　長	局　長	次　長	課　長	課長補佐	庶務係長	事業係長	担当者	係　　員

様式第２号

水洗便所等改造助成金申請書

受付年月日	令和　　年　　月　　日	助成金番号	第　　号
審査年月日	令和　　年　　月　　日	排水設備確認申請番号	第　　号

令和　　年　　月　　日

人吉市公共下水道事業

人吉市長　　松岡　隼人　様

申請者　住　所　人吉市西間下町７番地１

ふりがな　げすいどう　たろう
氏　名　下水道　太郎

電　話　（ 0966-22-2111 ）

水洗便所等改造資金の助成を受けたいので次の通り申請します。

施工場所	人吉市　西間下町字永溝７番地１
着工予定	令和　7　年　4　月　1　日
完了予定	令和　7　年　4　月　30　日
施工工事店	人吉市麓町１６ ㈱〇〇設備工業　代表取締役　人吉　三郎 0966-12-3456
建築物所有区分	①　自　家　　２　借　家
助成の内容	①　水洗排水改造　　２　水洗改造 ３　排水改造　　４　浄化槽排水改造
助成金額	20,000　円
備考	
※　決定額	円

※　決定額　は下水道課で記入

排　水　設　備　新　設　等　工　事　完　了　届　書

自署又は記名押印をすること。

記入不要

結果通知書の番号を記入

令和　　年　　月　　日

人吉市公

人吉市長　松岡　隼人　様

受付年月日	令和　　年　　月　　日	受付番号	第　12345　号

申請者	住所　人吉市西間下町７番地１	氏名　下水道　太郎	連絡先　0966-22-2111

指定工事店	所在地　人吉市麓町１６ 工事店名　㈱〇〇設備工業　㊞ 代表者氏名　代表取締役　人吉　三郎 電話　0966-12-3456	責任技術者 登録番号　第　12345　号 氏名　人吉　四郎

設置場所	人吉市　西間下町字永溝７番地１	工事区分	5　新　築
工事期間	令和７年４月１日～令和７年４月30日		

プルダウンリストから選択

排　水　設　備　新　設　等　工　事　検　査　願　書

上記のとおり排水設備新設等工事が完了いたしましたので、検査をお願いします。

令和　　年　　月　　日

人吉市麓町１６

指定工事店　㈱〇〇設備工業　㊞

代表取締役　人吉　三郎

局長	任　命 令和　　年　　月　　日 工事検査員	排水設備新設等工事について、検査員を左記により任命する。

局　長	次　長	課　長	課長補佐	庶務係長	事業係長	係　員

排　水　設　備　新　設　等　工　事　検　査　調　書

排水設備新設等工事完了にもとづき、令和　　年　　月　　日に検査したところ、設置及び構造が規定に適合していることを認めます。

令和　　年　　月　　日

検査員　　㊞

指摘事項	
備　考	水栓番号

※　申請者の「氏名・住所」は自署の場合、押印は必要ありません。
　　ただし、自署できない又は法人の場合は、記名押印すること。

公 共 下 水 道 使 用 届 出 書

局　長	次　長	課　長	課長補佐	庶務係長	事業係長	係　員

受付年月日		認可期別			排水設備受付番号
受付番号		区分		番号	

記入不要

令和　　年　　月　　日

自署又は記名押印をすること。

人吉市公共下水道事業
人吉市長　松岡　隼人　様

開始届出者

住　所　人吉市西間下町７番地１
ふりがな　げすいどう　たろう
氏　名　下水道　太郎

屋号・称号

電　話　（ 0966-22-2111 ）

工事申請者（※開始届出者と違う場合のみ記入）

住　所
ふりがな
氏　名

屋号・称号

電　話　（　　－　　）

開始年月日
上水道メーター
その他メーター　の欄は記入不要

下水道の使用について、次のとおり届出します。

設置場所	人吉市　西間下町字永溝７番地１			
開始年月日	令和　　年　　月　　日			
上水道メーター	メーター番号		メーター指針	
その他メーター	メーター番号		メーター指針	
使用者数	一般家庭等	4　人	事務所等	居住者　人 従業員等　人
利用状況	建築物の用途	居住専用住宅		
	大便器　1個／小便器　　個／兼用便器　　個／浴槽　(有)・無			
確認事項	工事区分	5　新　築	認定	有・(無)
	水栓番号			
備考				

プルダウンリストから選択

【注】 1） 申請者の「氏名・住所」は自署の場合、押印は必要ありません。
ただし、自署できない又は法人の場合は、記名押印すること。
2） 公共下水道の使用に関し重要な資料となりますので正確に御記入ください。

局　長	次　長	課　長	課長補佐	庶務係長	事業係長	係　員

令和　　年　　月　　日

公共桝設置申請書

人吉市公共下水道事業

人吉市長　松岡　隼人　　様

申請者　　住　所

氏　名

1	申　請　理　由	
2	申　請　箇　所	
3	排水設備施工業者	担当者：　　連絡先：
4	公共桝設置希望日	令和　　年　　月　　日　迄
5	添　付　書　類	位置図　平面図　字図　写真　登記簿の写し
6	備　　考	

経　過　欄	受　付　欄

※桝設置希望日においては、確約するものではございません。
　ついては、希望に沿えない場合がありますので、予めご了承ください。
※申請者の「氏名・住所」は自署の場合、押印は必要ありません。
　ただし、自署できない又は法人の場合は、記名押印すること。

局　長	次　長	課　長	課長補佐	庶務係長	事業係長	係　員

令和　　年　　月　　日

公共桝設置完了届

人吉市公共下水道事業

人吉市長　松岡　隼人　　様

申請者　　住　所

氏　名

1	設　置　箇　所	
2	施　工　業　者	担当者：　　連絡先：
3	設　置　完　了　日	令和　　年　　月　　日　完了
4	添　付　書　類	位置図　平面図　竣工図　出来形写真
5	備　　考	

経　過　欄	受　付　欄

※申請者の「氏名・住所」は自署の場合、押印は必要ありません。
　ただし、自署できない又は法人の場合は、記名押印すること。

局　長	次　長	課　長	課長補佐	庶務係長	事業係長	係　員

令和　　年　　月　　日

公共桝設置申請内容変更届

人吉市公共下水道事業

人吉市長　松岡　隼人　　様

申請者　　住　所

氏　名

1	申　請　箇　所	
2	公共桝設置申請受付番号	
3	排水設備施工業者	担当者：　　連絡先：
4	添　付　書　類	位置図・平面図・字図・写真・登記簿の写しのうち市が指定するもの
5	変　更　内　容	

経　過　欄	受　付　欄

※申請者の「氏名・住所」は自署の場合、押印は必要ありません。
　ただし、自署できない又は法人の場合は、記名押印すること。

局　長	次　長	課　長	課長補佐	庶務係長	事業係長	係　員

令和　　年　　月　　日

撤去
公共桝 移設 申請書
改造

人吉市公共下水道事業

人吉市長 松岡　隼人　様

申請者　住　所

氏　名

1	申　請　理　由	
2	申　請　箇　所	
3	施　工　業　者	担当者：　　連絡先：
4	施　工　時　期	令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日
5	添　付　書　類	位置図　平面図　構造図　現況写真
6	備　考	

経　過　欄	受　付　欄

※申請者の「氏名・住所」は自署の場合、押印は必要ありません。
　ただし、自署できない又は法人の場合は、記名押印すること。

局　長	次　長	課　長	課長補佐	庶務係長	事業係長	係　員

令和　　年　　月　　日

撤去
公共桝 移設 完了届
改造

人吉市公共下水道事業

人吉市長　松岡　隼人　　様

申請者　　住　所

氏　名

1	施　工　箇　所	
2	施　工　業　者	担当者：　　連絡先：
3	施　工　完　了　日	令和　　年　　月　　日　完了
4	添　付　書　類	位置図　平面図　竣工図　出来形写真
5	備　　考	

経　過　欄	受　付　欄

※申請者の「氏名・住所」は自署の場合、押印は必要ありません。
　ただし、自署できない又は法人の場合は、記名押印すること。

課　　長	課長補佐	庶務係長	事業係長	担当者	係　　員

土地及び排水設備の使用承諾書

人吉市公共下水道事業

人吉市長　松岡　隼人　　様

この度、　下水道　太郎　宅の排水設備工事施工において、

当地に下水道管を埋設

当地の排水設備を使用

することを承諾します。

記入不要

令和　　年　　月　　日

自署又は記名押印をすること。

申　請　者

住　所　　人吉市西間下町７番地１

氏　名　　下水道　太郎

承　諾　者

住　所　　人吉市西間下町７番地１

氏　名　　下水道　次郎

※申請者の「氏名・住所」は自署の場合、押印は必要ありません。

ただし、自署できない又は法人の場合は、記名押印すること。

課　　長	課長補佐	庶務係長	事業係長	担当者	係　　員

誓　　約　　書

人吉市公共下水道事業
　人吉市長　　松岡　隼人　様

今般、水洗便所改造及び排水設備等の設置にあたり、下記のとおり誓約致します。

記

下水道受益者負担金が賦課徴収決定された場合は、その規定に従い、速やかに納入することを誓約します。

令和　７　年　４　月　１　日

設　置　場　所　　人吉市西間下町７番地１

申 請 者 住 所　　人吉市西間下町７番地１

氏　　名　　下水道　太郎

※　「設置場所」で、土地が複数ある場合、すべての地番を記入してください。

※　申請者の「氏名・住所」は自署の場合、押印は必要ありません。
　ただし、自署できない又は法人の場合は、記名押印すること。

協　　議　　書

人吉市公共下水道事業

　人吉市長　　松岡　隼人　様

令和　　年　　月　　日

　人吉市　　町地内において　　を行いますので、協議をお願いします。

記

場　所

住　所

氏　名

※申請者の「氏名・住所」は自署の場合、押印は必要ありません。

　ただし、自署できない又は法人の場合は、記名押印すること。

添付書類　　別紙工事計画書

人孔（マンホール）接続願い

人吉市公共下水道事業
　人吉市長　　松岡　隼人　様

　理　由

令和　　年　　月　　日

申　請　者　　住　所

氏　名

指定工事店　　印

※申請者の「氏名・住所」は自署の場合、押印は必要ありません。
　ただし、自署できない又は法人の場合は、記名押印すること。

支 管 接 続 願 い

人吉市公共下水道事業
　人吉市長　　松岡　隼人　様

　理　由

令和　　年　　月　　日

申　請　者　　住　所

氏　名

指定工事店　　印

※申請者の「氏名・住所」は自署の場合、押印は必要ありません。
　ただし、自署できない又は法人の場合は、記名押印すること。

決裁	課　長	課長補佐	係　長	係

受付年月日
令和　　年　　月　　日

※　　（使　用　者　用）

公共下水道使用届（認定関係）

令和　　年　　月　　日

人吉市公共下水道事業
　人吉市長　松岡　隼人　様

下記のとおり、届け出ます。

使用者	住　　所	人吉市　　西間下　　町　　7　　番地　1		◎
	氏　　名	下水道　太郎	電話番号　２２－２１１１	◎
	番号・屋号			
設置場所		人吉市　　町　　番地		◎
開始年月日		令和　　年　　月　　日		
使用水の種別		①上水道　②井戸水　(③)上水・井戸併用　④その他（　　）		
排水設備状況		(①)全部済　②一部済　③その他（　　）		
使用設備種別		①便所（上水・(井戸)）　②風呂（上水・(井戸)・温泉）　③流し（(上水)・井戸・温泉） ④洗濯（上水・(井戸)）　⑤その他［　　（上水・井戸）］		◎
使用人員（　4　名）※井戸水等の使用人数に変更があった場合は届け出てください。		使用者氏名	使用者氏名	
		下水道　太郎		
		下水道　○○		
		下水道　△△		◎
		下水道　□□		
備考欄（変更事由等）				
指定工事店		所在地　人吉市麓町16		
		工事店名　㈱○○設備工業		◎
		代表者名　人吉　三郎　　電話　12-3456		

◎の項目を記入すること

※指定工事店において上水道・井戸・温泉及び汚水の系統図、付近見取図を添付してください。
※申請者、土地所有者、建築物所有者の「氏名・住所」は自署の場合、押印は必要ありません。
　ただし、自署できない又は法人の場合は、記名押印すること。

工事番号	第　　号
開始番号	第　　号

認定番号	町名ｺｰﾄﾞ		番号		
期別		区分		番号	

※　　（市　役　所　用）

公共下水道使用水量認定書

公共下水道使用水量を、下記のとおり認定してよろしいか。

令和　　年　　月　　日

認定者氏名

使用水の種別	①上水道　②井戸水　③上水・井戸併用　④その他（　　）
人吉市下水道条例の規定	①条例第１６条第２項第１号　②条例第１６条第２項第２号 ③条例第１６条第２項第３号　④条例第１６条の２第１項

＜算定の方法＞

水量認定別　１０･２０･３０･４０　処理				異動連絡日	令和　　年　　月　　日		
上　水　道	ﾒｰﾀｰ番号			町名ｺｰﾄﾞ		ｶｰﾄﾞ番号	
井　戸　水	検針台帳	有・無	徴収台帳番号	―			

決裁	課　長	課長補佐	係　長	係

受　付　年　月　日
令和　　年　　月　　日

※　（使用者記入欄）

公共下水道使用水量変更届（認定関係）

令和　　年　　月　　日

人吉市公共下水道事業
　人吉市長　松岡　隼人　様

人吉市下水道条例第１６条の３の規定に基づき下記のとおり、届け出ます。

使用者	住　所	人吉市　西間下　町　7　番地　1			◎
	氏　名	*下水道　太郎*	電話番号	*22-2111*	◎
	番号・屋号				
設置場所		人吉市　*西間下*　町　7　番地　1			◎
開始年月日		令和　　年　　月　　日			

記

項　目	変　更　前	変　更　後	
使用水の種別	①上水道　③上水・井戸併用 ②井戸水　④その他（　　）	①上水道　③上水・井戸併用 ②井戸水　④その他（　　）	◎
排水設備状況	①全部済　③その他（　　） ②一部済	①全部済　③その他（　　） ②一部済	◎
使用設備種別	①便所　（上水　・　井戸） ②風呂　（上水　・　井戸　・　温泉） ③流し　（上水　・　井戸　・　温泉） ④洗濯　（上水　・　井戸） ⑤その他［　　（上水・井戸）］	①便所　（上水　・　井戸） ②風呂　（上水　・　井戸　・　温泉） ③流し　（上水　・　井戸　・　温泉） ④洗濯　（上水　・　井戸） ⑤その他［　　（上水・井戸）］	◎

使用人員	氏　名	氏　名	氏　名	氏　名	
※井戸水等の使用人数に変更があった場合は届け出てください			*下水道　太郎*		
			下水道　○○		◎
			下水道　△△		
			下水道　□□		
		計　　名		計　　*4* 名	

備考欄（変更事由等）		
指定工事店	所在地　*人吉市麓町１６* 工事店名　*（株）○○設備工業* 代表者名　*人吉　三郎*　　電話　*12-3456*	◎

◎の項目を記入すること

※指定工事店において上水道・井戸・温泉及び汚水の系統図、付近見取図を添付してください。
※申請者、土地所有者、建築物所有者の「氏名・住所」は自署の場合、押印は必要ありません。
　ただし、自署できない又は法人の場合は、記名押印すること。

上水道井戸及び汚水の系統図・付近見取図

※ 注意事項

この「上水道井戸及び汚水の系統図・付近見取図」は、上水道使用で一部接続の場合と、井戸水使用の場合、及び上水道井戸併用の場合に必要です。

＜系統図について＞

① 北が上になるように図示してください。

② 使用水が上水道井戸併用の場合、上水道は「赤」で、井戸は「青」で記入して下さい。

③ 一部接続のものは、接続してあるものと、してないものとの区別が明確にわかるように記入して下さい。

＜付近見取図について＞

① 設置場所がよくわかるように図示して下さい。

② 方角を記入して下さい。

◆付近見取図◆

近所近辺の状況がよくわかる見取図をつけて下さい。

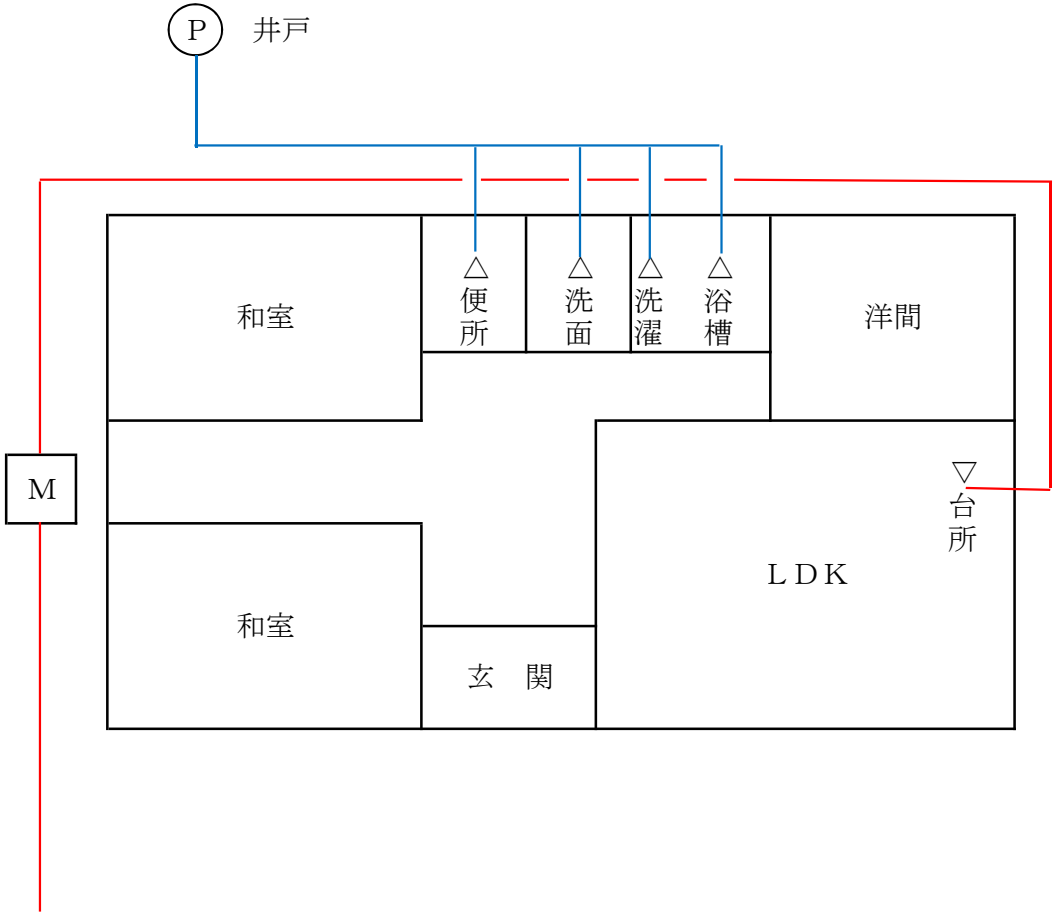

請　求　書

請　求　金　額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
				絶	対	記	入	し	な	い

（金額の頭初に¥を入れる）

（内　容）

記入しないこと

令和　○　年　○　月　○　日

記入しないこと

人吉市長　松岡　隼人　様

上記の金額を請求します。

住　所　人吉市麓町１６番地

氏　名　下水道　太郎　　印

印もれ注意。必ず同じ印鑑を押すこと。窓口払いを希望する場合は依頼印はいらない。

○ 希 望 す る 支 払 方 法

（　口座振込　・　窓口払い　）

※口座振込を希望する場合は、下に記入してください。

上記金額を下記口座に振り込んでください。（依頼）

印

・口座名義と申請者氏名は必ず同一とする。そうでない場合は委任状を添付。

金融機関名	○　○　　銀　行
支　店　名	△　△　　支　店
口座種別	普　通　・　当　座　・　貯　蓄
口座番号	１２３４５６７
口座名義（カナ）	ｹﾞｽｲﾄﾞｳ　ﾀﾛｳ

※【口座名義（カナ）】は、カタカナ３０文字まで。濁点・半濁点も１文字に数えます。